

別紙 1

大阪市西淀川区役所広告付き案内地図設置事業仕様書

1. 募集内容

(1) 事業名称

大阪市西淀川区役所広告付き案内地図設置事業

(2) 設置場所

大阪市西淀川区役所1階正面入口風除室内（別紙2参照）

(3) 事業内容

大阪市西淀川区役所周辺案内地図を作成・設置する。なお、その地図上に所在する民間企業等の広告主を募集し、広告を掲載することができるものとする。

(4) 大阪市西淀川区役所広告付き案内地図(以下、「広告付き地図」という)設備本体

- ・本体は縦2000mm程度×横1700mm以内×奥行700mm程度の大きさで作成し、周辺案内地図枠、広告枠より構成すること。
- ・本体にストッパー付きのコマをつけるなどして地震等でも容易に転倒しないよう施すこと。また、撤去の際には、原状復帰すること。
- ・周囲と調和のとれた色合いにすること。
- ・本体枠の角が鋭利にならないよう加工すること。
- ・電気亜鉛メッキ鋼板加工、メタリック焼付塗装と同程度の仕様を施すこと。
- ・周辺案内地図及び広告部分は、透明アクリル板カバー等と乳白アクリル板ベース等にカラーコルトンフィルムを挟み込む形あるいはそれと同程度の視認性および表現力を発揮するようにすること。
- ・本体の下部など余ったスペースにポスター等を掲示できるようマグネット加工を施すこと。
- ・維持管理に電源を使用する場合には、調光器により明るさの調整が可能とし、省エネ（LED内照式等）に配慮したものとする。原則としてタイマーその他の機器による自動制御を行うこととし、また手動による電源のON/OFFが容易にできる構造にすること。ただし、電源を使用する場合には、電源増設工事を事業者側負担にて行うこと。

(5) 周辺案内地図枠

- ・「西淀川区全域図」と「西淀川区役所周辺案内図」により構成すること。
- ・地図は本体内に収まるよう作成すること。
- ・国土地理院刊行地図と同程度以上の精度を有する情報を基に作成すること。
- ・公共施設、災害時の避難場所等当区が指定する地点をわかりやすく表示すること。
- ・色覚障がい者に配慮した配色等でデザインすること。
- ・地図上に所在する広告主の表示を行うことができる。

(6) 広告枠

- ・地図上に所在する広告主の広告を表示することができる（写真・名称・電話番号等）。
- ・広告を表示する場合は地図上の地点の広告主と広告枠の広告が見つけやすくなる

よう番号等で一致させておくこと。

- ・本体内に収まる大ききで作成し、一枠が極端に大きくならないようにすること。

(7) その他

- ・制作、設置、工事、移設、撤去に関する一切の費用を負担すること。
- ・破損、汚損や公共施設等の変更及び広告主の変更・移転等についてのメンテナンスをその都度行うこと。また、1年に1度は周辺地図全体を貼り替えること。ただし、西淀川区内状況に特に変化なく本市が貼り替える必要のないものとして認めた場合にはその限りではない。
- ・広告付き地図を第三者に譲渡または転貸してはならない。
- ・広告付き地図により、本市または第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任でその損害を賠償しなければならない。
- ・地図上の広告主の表示や広告枠の掲載については、掲出の10営業日前までに見本を区の担当者へ提出し、承認を得ること。
- ・「広告に関する一切の責任は広告掲載者に帰属します。また、大阪市が推奨するものではありません。」等の表示を施すこと。
- ・音声を発する機械器具の設置は認めない。
- ・設置機器等の仕様書を提出すること。なお、電気を使用する場合には、年間または月間使用電力量（ワット数）が分かる資料を提出すること。

2. 支払い条件

本市の発行する納入通知書により、期日までに年間使用料を支払うこと。支払われた使用料は返還しないこととする。ただし、本市の責めに帰すべき理由で広告付き地図を設置できなかった場合は、別途協議するものとする。

3. その他

- (1) この仕様書に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は大阪市行政財産広告取扱規則その他別に定める広告掲載要領に定めるところによるものとする。
- (2) 大阪市及び当区の信頼及び品位を損なうことのないよう、細心の注意を払うこと。
- (3) この仕様書に明記されていない細部の事項については、当区の指示に従うものとする。
- (4) 事業の実施にあたり、疑義が生じたときは、両者が協議してこれを解決するものとする。